

広島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項の規定によつて、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で書面によつて意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を記載の上、令和三年六月二十二日までに当委員会へ提出すること。
なお、公聴に付する事項については、次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十日

広島海区漁業調整委員会

会長 北 田 國 一

一 開催日時及び場所

開催日時	開催場所
令和三年六月二三日 午後一時	広島市中区基町一〇番五二号 広島海区漁業調整委員会委員室

二 公聴に付する事項

漁業法第六十四条の規定に基づき、令和三年十月一日に免許を予定している海区漁場計画の案

1 漁業権の存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

2 免許予定日

令和三年十月一日

3 申請期間

告示の日から二か月以内

三 縦覧期間

令和三年六月十日から同年六月二十二日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	電話番号
広島市中区基町一〇番五二号 広島県庁舎本館四階 広島海区漁業調整委員会事務局（県庁水産課）内	（〇八二）五二三一五二七二
呉市西中央一丁目三番二五号 広島県呉庁舎第二庁舎六階 西部農林水産事務所水産第二課内	（〇八二三）二二一五四〇〇 内線二五四一